

お知らせ

児童手当現況届のお知らせ

児童手当(特例給付を含む)を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この現況届は6月1日における状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

現況届の用紙は、6月中旬に送付しますので6月30日(月)までに提出してください。

また、6月期(2月～5月分)の児童手当は、6月13日(金)に指定された口座へ振り込みますのでご確認ください。

○児童手当支給対象者

中学校修了前の児童を養育している方

○手当月額(1人当たりの月額)

3歳未満 15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円

(第3子以降 15,000円)

中学生 10,000円

※所得制限があり、限度額以上の場合は特例給付として一律5,000円になります。

※第3子以降とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童のうち3人目以降をいいます。

詳細については、本庁福祉課子育て支援室にお問い合わせください。

提出先

本庁 福祉課子育て支援室 ☎52-1111 内線138

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

問 本庁 福祉課子育て支援室

☎52-1111 内線138

常陸大宮市指定金融機関の変更について

市の公金を取り扱う金融機関が、6月1日より茨城県信用組合から常陽銀行に変更になりますのでお知らせします。

なお、市税・使用料等の取り扱いについては、従来のとおり変更はありません。

問 本庁 会計課出納G ☎52-1111 内線117

家族介護慰労金について

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は最寄りの担当窓口で申請手続きを行ってください。(個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください)

提出された申請書の内容を審査し、11月までには申請者全員に対し結果を通知します。

○主な支給条件

①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと

②重度要介護高齢者が市民税非課税であること

③病院への入院や施設等への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと

④要介護4もしくは要介護5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(平成25年12月31日現在で同等の認定を受けていること)

⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

○基準日 平成26年6月30日

○対象期間 平成25年7月1日～平成26年6月30日までの1年間

○受付期間 7月1日(火)～31日(木)

○慰労金の額 12万円または6万円

※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

■重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上にわたり要介護4もしくは要介護5の認定を受けている、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。

■介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方。

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉課G

☎52-1111 内線175

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)

〈記号の見方〉

問：問い合わせ 申込：申し込み先 本庁：常陸大宮市役所 山支：山方総合支所 美支：美和総合支所 緒支：緒川総合支所 御支：御前山総合支所 教委：市教育委員会 教山：山方事務所 教美：美和事務所 教緒：緒川事務所 教御：御前山事務所 かがやき：総合保健福祉センター(かがやき) 社協：社会福祉協議会 G：グループ